

「年末・年始の交通事故防止県民運動」の実施

年末、年始の繁忙期には交通事故の増加が懸念されるため、岡山県では「年末・年始の交通事故防止県民運動」が次のとおり展開されます。家庭・職場・地域での活動の輪を広げ、みんなで交通事故を防止して楽しいお正月を迎えましょう。

◆実施期間 平成28年12月1日（木）～平成29年1月6日（金）

◆スローガン 「交通ルール 守って無事故の年末年始」

◆重点目標

- 高齢者の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶

「飲酒運転には厳罰が！」運転者以外にも厳しく適用されます。

年末、年始にかけて、忘年会・新年会・正月など飲酒の機会が増えることから、飲酒運転による事故が増える傾向にあります。飲酒運転をすることはもとより、たとえ自分が運転をしなくとも、友人やお客さんなどが飲酒運転をすることを知りながら車を貸したり、車に同乗したり、お酒を提供してはいけません。町民の皆さん一人ひとりが「飲酒運転を絶対にしない、させない」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳罰が…
運転者以外にも厳しく適用されます。

運転者

酒酔い運転
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金
違反点 35点⇒免許取消し

酒気帯び運転
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金
違反点 13点(0.15以上0.25mg未満)⇒免許停止
25点(0.25mg以上)⇒免許取消し

運転者以外にも

酒類提供の禁止 飲酒運転をするおそれのある者に酒類を提供した者に対する罰則

酒酔い運転の場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

車両提供の禁止 酒気帯びて飲酒運転をするおそれのある者に車両を提供した者に対する罰則

酒酔い運転の場合
罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

同乗の禁止 運転者に酒類を飲むことを禁じたが、車に運転する車両に同乗した者に対する罰則

酒酔い運転の場合
罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

酒気帯び運転の場合
罰則 2年以下の懲役または30万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動推進中
今日は私が飲まずに運転するよ!!
ハンドルキーパーとは、自動車で飲食店などに行く場合に、お酒を飲まずに、帰りに運転をまかされる人のことです。
ハンドルキーパー

お問い合わせ先 鏡野町くらし安全課 生活安全係 電話(0868)54-2621

政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、その時期や名義を問わず、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。

また、有権者が寄附を求めることが禁止されています。

【禁止されている寄附の例】

お歳暮やお年賀 入学祝・卒業祝 病気見舞い 葬式の花輪・供花 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入れ 結婚祝・香典(ただし、政治家本人が結婚披露宴・葬式等に自ら出席して、その場で行う場合には罰則が適用されないことがあります。)



* 時候のあいさつにも制限があります。

政治家が選挙区内の人に年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ(電報も含む)を出すのは、「答礼のための自筆によるもの」以外は禁止されています。

鏡野町選挙管理委員会

晴れの国ドライブはウインカーカードを出して安全運転じゃ!

安全運転のルール

- ウインカーは右左折の30メートル手前、進路変更の3秒前!
- 進路変更のウインカーを出した車両の進行を妨害しない!
- 赤色・黄色信号は確実に止まる!
- 横断歩道は歩行者が優先!歩行者がいれば必ず一時停止を!

岡山県 岡山県警察 岡山県交通安全対策協議会 岡山県交通安全協会